

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人両名の上告趣意第一点は、憲法三一条、三二条違反をいうが、第一審における被告人らの統一公判要求は、いわゆる昭和四四年一〇月一一月鬭争と称される多数の事件と本件との併合審理を求めるものであるところ、これら多数の事件と本件被告事件とは法律上共犯関係に立たないものであるから、第一審がその要求をいれなかつたことは正当であり、また、第一審における本件併合審理の範囲、程度は相当であるとした原審の判断は正当として是認できるので、所論は前提を欠き、同第二点は、憲法三七条二項違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であり、同第三点は、憲法三七条一項、七六条違反をいうが、本件記録上原審裁判官が所論主張の会同によつて影響を受けたものとは認められないから、所論は前提を欠き、同第四点は、憲法三一条違反をいうが、原審において主張判断を経ていない事項に関する違憲の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和五一年五月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	口	清 雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	一